

制限付一般競争入札の実施について

消防救急デジタル無線設備購入の制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

安房郡市広域市町村圏事務組合
理 事 長 森 正 一

1 入札に付する事項

- | | | |
|--------------|--------------------------|------------------|
| (1) 製 造 物 品 | 消防救急デジタル無線装置 | |
| (2) 数 量 | 車載型移動局無線装置 | 1 6 台 |
| | 消防車 8 台 はしご車 1 台 化学車 1 台 | |
| | 救急車 3 台 広報車 3 台 | |
| | 可搬型移動局無線装置 | 2 台 |
| | 卓上型固定移動局無線装置 | 2 台 |
| | 携帯型移動局無線装置 | 2 3 台 (内 7 台は新規) |
| (3) 製造物品の仕様等 | 別添仕様書のとおり | |
| (4) 納 入 期 限 | 令和 9 年 2 月 2 6 日まで | |
| (5) 納 入 場 所 | 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部各署所 | |

2 入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度において本組合の構成市町である、館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町の内 1 団体以上に入札参加資格を有する登録を受けている者。
- (2) 本件公告の日から当該入札の日までの間において、国及び地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前 6 カ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - エ 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (4) 本件製造物品を仕様書等に従い、納入することが可能な者であること。
- (5) 本件製造物品納入後、アフターサービス・メンテナンスを本組合の求めに応じて迅速に提供できる者であること。

(6) 構成市町、千葉県及び国に税の滞納がないこと。

3 入札参加申請書の配布及び提出

本入札に参加を希望する者は、制限付一般競争入札参加資格申請書（以下「参加資格申請書」という。）を提出すること。なお、様式については、安房郡市広域市町村圏事務組合ホームページ（以下「組合HP」という。）からダウンロードして使用することとし、構成市町の入札参加者適格者名簿（以下「名簿」と言う。）に登載されていることがわかる書類の写し。ただし、ちば電子調達システムにおいて、構成市町の名簿に登載されていることがわかる場合は不要とする。

*組合HPアドレス (<http://www.awakouiki.jp>)

(1) 提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時まで(土・日曜日、休日を除く)

(2) 提出方法 参加申請書に必要事項を記入し、**押印後のもの**を持参若しくはファクシミリにて提出すること。なお、ファクシミリにて提出した者は入札当日に原本を提出すること。

(3) 提出先 館山市北条686-1

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課

電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562

4 参加資格の審査結果の通知

参加資格申請書を提出した者に、令和8年5月11日(月)までにファクシミリにて通知する。

ただし、本通知後に入札を辞退する者は、入札日前日の午後5時までに郵送(必着)又は持参により、入札辞退届を提出しなければならない。なお、様式については、組合HP (<http://www.awakouiki.jp>) からダウンロードして使用すること。

5 入札日時及び場所

(1) 入札日時 令和8年5月15日(金)午前11時00分

(2) 入札場所 館山市北条686-1

安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎 2階 指揮本部室

6 仕様書等の入手及び入手期間

仕様書等は、組合HP (<http://www.awakouiki.jp>) に掲載する。

(1) 入手方法 ダウンロードして入手するものとする。

(2) 入手期間 公告日から令和8年5月15日(金)まで

7 仕様書等に対する質問

仕様書等の内容に疑義があるときは、ファクシミリにて提出すること(様式任意)。

なお、質問がない場合の連絡は必要としない。

(1) 提出期限 令和8年4月30日(木)正午まで

(2) 提出先 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部総務課

電話 0470 (22) 2902 FAX 0470 (22) 6562

(3) 回答 令和8年5月12日(火)までにファクシミリにて行う。

8 入札書・委任状・誓約書等の様式について

組合HP (<http://www.awakouiki.jp>) に掲載するので、ダウンロードして使用するものとする。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札方法 入札書は、本人又は代理人の持参とする。代理人の場合は必ず

委任状を持参すること。

(2) 入札金額 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 入札保証金 免除

(5) 最低制限価格 設定しない

(6) 契約保証金 契約金額の100分の10以上
(ただし、安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則第138条第3項の規定に該当する場合は、免除する場合がある。)

(7) 無効入札 入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(8) 前払い及び部分払い 無

(9) その他

①入札参加者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。

②予定価格に達した価格の入札がないときは、その場で直ちに再度入札を行うものとする。再度入札の結果、予定価格に達した価格の入札がない場合は、最低価格入札者と協議するか又は再度公告による入札を行うことがある。

③参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

④提出された参加申請書等は返還しないが、提出者に無断で使用しない。

10 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

最低価格入札者が2人以上のときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

11 その他

(1) 前各項に定めるもののほか、本組合財務規則を適用する。

(2) 問い合わせ先は次のとおりとする。

<契約手続き関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合 庶務係

電話 0470-22-5633 (直通)

所在 〒294-0036 千葉県館山市館山 1564-1

<仕様書内容等関連>

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 総務課

電話 0470-22-2902 (直通)

所在 〒294-0045 千葉県館山市北条 686-1